

校区コミュニティセンター等建築費補助事業の概要

久留米市では、地域住民による自主的・自立的で総合的なまちづくり活動を促進するため、集会所の建築に必要な経費の一部を助成しています。

1 補助の要件

- (1) 自治会等がその地域内に設置する集会所であること
- (2) 組織規約・施設管理運営規約等が整備され、適切に運営されているもの
- (3) 建築に必要な財源を持っていること
- (4) 新築の場合は、集会所として必要な設備を備えていること
(例 集会室・会議室・図書館(室)・調理実習室など)
- (5) 新築・増築の場合は、建築確認を受けること。
- (6) 原則、工事費が100万円以上であること。
(公共下水道接続工事についてはこの限りではない)
- (7) 申請年度内に工事が完了すること**
- (8) その他、市が特別に認める場合

2 補助対象経費

- (1) 新築工事の場合：本体工事費・附帯工事費（電気・給排水・空調設備等）
- (2) 増築工事の場合：増築工事費・附帯工事費（電気・給排水・空調設備等）
- (3) 修繕・模様替え工事の場合：工事に必要な経費

3 補助金の額

(1) 算定方法

- ・新築工事の場合： 建築面積 × 建築単価 × 補助率
- ・増築工事の場合： 増築面積 × 建築単価 × 補助率
- ・修繕・模様替え工事の場合： 補助対象経費 × 補助率

※面積及び単価は、下表の基準を限度とします。

※面積及び単価が基準以下になる場合は、実際の建築面積及び単価により算定します。

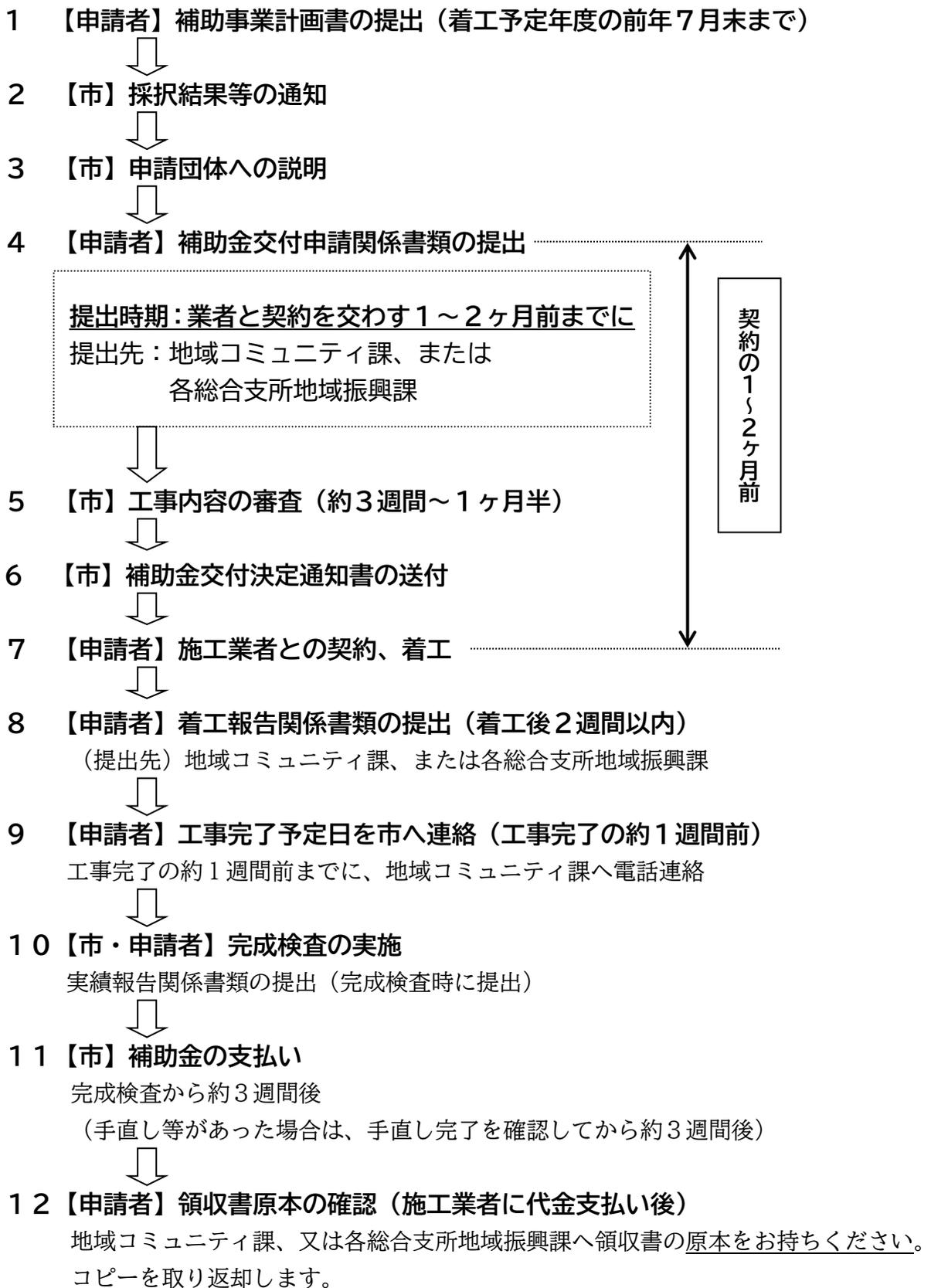
※上記により算定した額の1万円未満の端数を切り捨てた額が補助金額になります。

(2) 基準面積・基準単価等

		校区コミュニティセンター					自治会集会所			
		人口	以上	7,000	10,000	13,000	16,000	—	600	1,000
	未満	7,000	10,000	13,000	16,000	—	600	1,000	2,000	—
基準面積 (㎡)		370	430	500	560	650	110	165	220	330
補助率		5分の5					3分の2			

構造	1㎡当たりの基準単価 (円)
木造	110,000
鉄骨造	157,000
鉄筋造	185,000

校区コミュニティセンター等建築費補助事業の流れ



以上

校区コミュニティセンター等建築費補助事業の手続き・必要書類

区分	内容	提出書類	時期
1 補助事業計画書の 提出	<ul style="list-style-type: none"> ・建築費補助を受けたい場合は、右の書類を提出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①校区コミュニティセンター等補助事業計画書（第1号様式（第6条関係）） ②見積書 ③改修内容が把握できる計画図面（平面図、立面図など） ④現況の写真 ⑤施設の位置図（住宅地図写し） 	着工予定年度の 前年7月末まで
2 申請団体への説明 <ul style="list-style-type: none"> ・予算対応ができた施設の代表者を対象に補助事業の説明を行います。 ・申請団体の規約をご準備ください。 			
3 補助金交付申請関係書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・右記の申請書類を準備してください。 ・③見積書・④工事図面一式については、業者へ作成を依頼してください。 <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ内容を詳細に記入してください。特に、<u>見積書と工事図面の内容の整合性が取れているか注意してください。</u>（別紙参照） ・施工予定の業者の方には、着工前・施工中・完成後の工事写真をはじめとする、完成検査に必要な書類があることを、予めご連絡下さい。（別紙参照） ・業者の選定にあたっては、入札や、複数の業者から見積りを取るなど、合理的かつ地域で納得が得られる方法で選定してください。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金等交付申請書（第1号様式） ②校区コミュニティセンター等工事計画書（第2号様式（第7条関係）） ③見積書（コピーで可） ※材質、規格、寸法を記入 ④工事図面一式（コピーで可） ⑤施設の位置図（住宅地図写し） ⑥集会所管理規則（新築の場合は、実績報告時の提出でも可） <p>【新築・増築の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦土地所有者の承諾書（建設用地が借地の場合）（第3号様式（第7条関係）） ※登記事項証明書を添付 ⑧農業委員会の許可書（建設用地が農地の場合） ⑨建築計画が総会で承認されたときの議事録 <p>【自治会名で申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩自治会等の規約 ⑪自治会等の役員名簿 <p>【建設委員会名で申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫建設委員会規約、役員名簿、建設委員会が委任を受けたときの総会議事録 	業者と契約を交わす1〜2ヶ月前までに
4 着工報告関係書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・申請後、市から補助金交付決定通知書を郵送します。その後、施工業者と申請内容のとおり契約して下さい。 ・契約が済んだら、<u>着工後2週間以内</u>を目途に右の書類を提出下さい。 ・着工後に工事内容の変更等があった場合は、市にご連絡ください。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①着工報告書（第5号様式（第8条関係）） ②工事請負契約書の写し ③工事工程表 ④工事費内訳明細書・図面一式 ※変更があった場合に提出 <p>【新築・増築の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤建築確認通知書（建築確認済証） 	着工後2週間以内

区分	内容	提出書類	時期
5 工事完了報告、 完成検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了の約1週間前までに、地域コミュニティ課へ電話連絡をしてください。 ・ 工事が完了したら、集会所にて完成検査を実施します。 <p>【注意】 市の公共工事に準じて検査を行います。 完成検査には、集会所の代表者及び施工業者の方の立会いが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 右の書類のうち、⑤～⑫は施工業者へ作成を依頼してください。 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実績報告書（第10号様式） ②校区コミュニティセンター等工事実施報告書（第6号様式（第10条関係）） ③請求書（補助金の振込先を記入） ④通帳の写し（補助金の振込先） ⑤竣工図面・明細（変更がない場合省略） ⑥工事写真帳（工程のわかるもの） <p>【新築・増築の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦建築確認・消防・下水道検査済証等 <p>【防水工事・防蟻工事等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧防水・防蟻工事の保証書の写し <p>【下水道工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑨下水道等検査済証 <p>【完成検査の場で確認する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩廃棄物処理関係書類（マニフェスト等） ⑪主な材料等の出荷証明等 ⑫性能試験等データ関係 ⑬工事請負契約書の原本 	完成検査時
6	<p>補助金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成検査後、手直し等の報告を確認し次第、3週間程度で補助金を口座に振込みます。 		
7 領収書の確認	<p>業者への工事代金等の支払い終了後速やかに「領収書」（写しではなく原本）を地域コミュニティ課又は各総合支所地域振興課へお持ちください。</p> <p>支払金額が契約書上の請負金額と一致していることが確認できましたら、領収書のコピーをとり、返却します。</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○領収書（原本） 	工事代金支払い後

財産処分の制限

市補助金の交付を受けた場合は、財産処分の制限を受けます。

制限の期間は、建物の構造によって異なります。

構造	木造	鉄骨造	鉄筋造
制限期間	30年間	40年間	60年間

※火災保険に加入するなど、施設の維持管理に努める必要があります。

■ 特に注意していただきたいこと

1. 施工業者との契約や着工は、補助金交付決定通知がおりた後です！！
交付決定前に着工された場合、補助金を交付できなくなります。
2. 交付申請書に添付する見積書と図面は、市の公共工事に準じるレベルで内容を審査します。
別添の「見積書・図面を作成する上での注意事項」を施工業者にお渡しいただき、可能な限り詳細なものを添付してください。
3. 工事の計画や施工業者の選定など、住民の方々に対して、十分な周知を図り、納得していただきながら事業を進めてください。

久留米市校区コミュニティセンター等建築費補助金交付規程

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するに当たっては、公平かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならない。

4. 施工業者の決定については、入札や複数業者からの見積徴収など、合理的かつ地域内で納得が得られるような方法で選定してください。
また、市内業者の育成及び経済対策として、施工業者は、市内の業者を選定していただきますようお願いいたします。
5. 3月上旬までに完成検査を行う必要があるため、必要書類等の作成を含め2月中に完了するよう、余裕を持った早めの対応をお願いします。
6. 工事を進めるにあたっては、発注者として、施工業者と相互に協力しながら、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に努めてください。また、施工業者の方には、下記のガイドラインを参考に感染予防対策に努めていただくよう周知してください。

【参考】（建設業者向け）国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和3年5月12日改訂版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>